





『土地利用調整条例』適用表（3）

土地利用行為	指 導 基 準						市街化調整区域の土地利用行為の基準			
	§ 23	§ 24	§ 25	§ 26	§ 27	§ 29	§ 30	§ 31	§ 32	§ 33
	地区計画等の活用	文化財の保護	環境配慮に係る措置	都市景観創出に係る措置	防犯に対する配慮	宅地造成の基準	開発事業の遵守基準	埋立行為の遵守基準	資材置場の設置基準	開発事業の指導基準
開発事業（建築物系）	○	○	○	○	○		○ 3000㎡以上			○
自己居住用の開発事業		○	○	○						
開発事業（非建築物系）		○	○	○			○ 3000㎡以上			
中高層建築物の建築		○	○	○	○					
大規模建築物の建築		○	○	○	○					
特定用途建築物の建築		○	○	○	○					
特定用途建築物への用途変更			○	○	○					
がけ地建築物の建築										
宅地造成		○	○	○		○				
工場等の建築										
墓地等の設置										
市街化調整区域における 資材置場の設置									○	
工場跡地における 土地利用行為										
埋立行為								○		